

**中小企業政策審議会
基本問題小委員会・金融ワーキンググループ
の設置について**

平成 27 年 11 月

我が国では、少子高齢化や人口減少により、経営者や従業員の高齢化や人手不足などによって、地域の中小企業・小規模事業者の供給制約のリスクが高まっている。他方で、技術革新により中小企業・小規模事業者も IT 技術の活用が容易になる等、我が国の事業環境は、急速な変革の時期を迎えている。

こうした中において、中小企業政策の基本的な方向性を基本問題小委員会にて、信用補完制度の見直しを金融 WG にてそれぞれ集中的にご審議頂くこととする。

1. 検討事項

- 中小企業と大手企業との生産性格差は 2 倍程度と依然として大きく、特に最近では、人手不足感が強まっている。こうした状況を打開するためには、IT 投資や省力化投資を促進し、中小企業の実産性向上をきめ細やかに支援していくべきではないか。
- 我が国全体の経済成長を地方に行き渡らされるためには、地域経済を牽引する中核企業とそれに連なる中小企業群による生産性向上の取組を積極的に支援すべきではないか。
- T P P は我が国の中小企業の実展のためのチャンスであり、農商工連携、輸出・海外展開を積極的に促進するべきではないか。
- 金融機関が今まで以上に事業者の実営改善等に前向きに取り組むよう、信用補完制度を見直すべきではないか。

2. 開催予定

○基本問題小委員会

- 11 月：現状認識等
- 12 月：包括的な生産性向上支援施策等
- 1 月：中小企業を取り巻く環境の変化
- (2 月：中小企業を取り巻く環境の変化)
- (3 月：中小企業を取り巻く環境の変化)
- 4 月：とりまとめ案

○金融ワーキンググループ

- 11 月～12 月：5 回程度開催予定
- 1 月～：審議を継続して実施

※なお、現行の中小企業政策審議会運営規程では、WG の設置について規定がないことから、新たに WG の設置と運営に関する規定を整備することとする。